

2. 事業の基本方針

- 近年わが国では、日本人が古来より培ってきた自然の恵みを享受^{※15}するという精神と、自然に逆らわずに利用するという工夫が見直されている。これらは、省資源・省エネ・循環型社会など、人々が生活を営む上で、必要不可欠な考え方となっている。人と自然のかかわりは地球規模から身近な森林、河川、里山^{※16}など地域規模までその範囲は広いが、青梅市にとって、この市街地に隣接した青梅の森は様々な野生動物の生息や植物の生育の場であり、多様な自然環境を有する貴重な自然とのかかわりの場といえる。

この豊富な自然環境を有する青梅の森は、青梅市民の財産であるとともに、東京都民の貴重な環境資源ともいえる。青梅市は、この貴重な自然環境を市街化圧^{※17}から守り、荒れた部分の自然を回復させ、野生動物が生息できる環境を保護し、人と自然が共生できる場にしていく責務がある。そこで、青梅の森を有効に活用するために、次の基本理念、基本方針を定める。

～わが国の環境への取組と青梅の森～

わが国における今日の環境に対する大きな取組として生物多様性^{※14}の保全がある。平成22年10月には名古屋市でCOP10（生物多様性条約第10回締約国会議）が開催される。こうした取組の中、わが国でも生物多様性の維持・回復が大きな課題となっている。

また、国は平成21年9月の国連気候変動首脳会合において、温室効果ガスを2020年までに1990年比で25パーセント削減するという目標を示した。地球温暖化対策は、産業、交通、民生、地域づくり等、あらゆる分野で総合的な対策を進めていくことが課題であり、国を始め地方公共団体、民間事業者、NPO^{※18}、地域住民等、様々な主体が参画し、取組を進めていくことがますます重要となってきている。

青梅の森では、多くの野生動植物が生息・生育しており、保全に当たっては生物多様性に配慮するとともに、青梅市独自の地域の課題に対応できる取組を考えていく必要がある。

※15 享 受：あるものを受け、自分のものとする。また、自分のものとして楽しむこと。

※16 里 山：集落、人里に接した山、あるいはこうした地形において人間の影響を受けた生態系が存在している状態を指す。

※17 市 街 化 圧：人家や商店・ビルなどが立ち並び、農地や自然のままの林・草原などが減少していくこと。

※18 N P O：非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

基本理念

- 青梅市は、この地を貴重な野生生物の生息の場として保全し、市民と協働して維持管理を行い、未来に引き継ぐ。そして、この地を市民が自然とふれあえる場や里山^{※16}の仕組みを体験・学習する場、散策やハイキング等の気軽に利用できるレクリエーションの場として活用する。

2.1 基本方針

2.1.1 保全：野生生物が生息し、人と共存できる環境を守る

- 青梅の森は、長年放置されていた状況にあり、自然災害等により荒れた部分もあるが、野生生物が豊富で、良好な自然環境を有している。今後、荒れた部分の自然を回復させながらこの環境を維持し、自然と人が共存できる里山として保全していく。

(1) 野生生物の生息地

青梅の森には多様な動植物が生息している。これらの野生生物の生息地の良好な環境を守っていく。特に貴重な野生生物は環境の変化に敏感であるため、整備に当たっては十分に配慮するものとする。

(2) 湿地

水辺は生物の生息のために欠かせない環境である。青梅の森内に多数ある水辺や水路、湿地は、多くの水生生物が生息しており、環境を保全して、適切に維持管理を行っていく。

また、ヨシ群落やミゾソバ群落の中には落葉広葉樹が生育している箇所が確認され、一部の湿地で遷移^{※19}が進み、乾燥化してきている。このような場所は耕起するなどの人為的なかく乱を加えて湿地環境を維持していくことを検討する。

(3) コナラ群落

多様な野生動物が生息しているコナラ群落は、里山を代表する植生であり、適切に維持管理を行っていく。

青梅の森の多くのエリアを占めるコナラ群落の中で、二次林^{※6}としての管理を積極的に行う区域や最小限の管理にとどめる区域等、管理方法や管理頻度が異なる様々な林分を創出して、野生生物の生息環境の多様化を図ることを検討する。

また、現存のコナラは長期間放置されていたため、必要に応じて苗木の植栽などの更新も視野に入れて管理するものとする。

※19 遷移：ある場所の植物群落が長い年月の間に次第に別の群落に変わってゆくこと。

(4) アカマツ林

枯れたアカマツの伐採^{※11}や天然下種更新^{※20}の促進など適切な維持管理を行い、アカマツ群落の保護・育成を行っていく。アカマツ林の林床^{※13}にはヒサカキが密生している林分が多く、定期的な下草刈りや落ち葉かきを行って林床を明るい状態にする必要がある。

(5) スギやヒノキの人工林

スギやヒノキの人工林^{※7}は、間伐^{※10}や枝打ち等の適切な管理を行っていくとともに、一部の植林地は伐採して広葉樹林に転換する。

また、谷部の急斜面の林分では倒木が目立つため、倒木を除去するとともに、急斜面地に適した低木群落等の植生に転換することも検討する。

2.1.2 整備：市民が利用しやすいように必要な施設を整備する

- 市民が身近な自然とふれあう場、里山^{※16}体験の場、レクリエーションの場として利用するために、必要最低限の管理施設・便益施設・休憩施設等を自然環境に十分配慮した上で整備する。また、安全性を確保するため、必要な施設整備や安全対策を検討するとともに、高齢者や身障者等の利用を念頭に、バリアフリー^{※21}についても敷地条件等を考慮して検討する。

(1) 施設等

青梅の森の管理活動や利用についてのセンター機能を目的とする管理事務所を中心に拠点施設を整備する。管理事務所にはトイレ、休憩所、倉庫を併設し、利用者等の利便性を高める。また、環境学習や里山管理の講習を行えるような体験学習施設や多目的室などの併設を検討する。さらに、必要に応じて炭焼き小屋の設置、屋根付きの木工・土器作り工房等の設置を検討する。

(2) 散策路等

青梅の森に標準的な散策コースや青梅の森周辺のハイキングコースに接続する散策コースを設定し、鉄道やバスなどの交通機関を利用する一般利用者に配慮する。また、展望広場や休憩所を見晴らしの良い所や一定の間隔の所に設け、ベンチ等の簡易な休憩施設を整備する。

※20 天然下種更新：そこにあった樹木の落下種子によって、次世代の樹木を育成する更新法です。

※21 バリアフリー：障害者や高齢者等が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策。

(3) 自然観察の場等

貴重な植物や動物の生息地を自然観察、環境学習、体験学習の場として整備する。ただし、貴重な動植物の盗難を防止するため、一部の場所は立入り制限を行うなど生息・生育環境の保護を行う。また、一部の動植物については拠点施設周辺に適切な環境を作り、移動・移植し、自然観察等の場として活用することを検討する。

(4) バリアフリー対応

青梅の森の比較的高低差が少ない一定のエリアや区間について、高齢者や身障者等が利用可能なバリアフリー^{※21}対応の整備を行うことを検討する。管理事務所など拠点施設周辺は、バリアフリー園路で各施設を回遊できるような整備を検討する。また、管理用道路の一部をバリアフリー園路と兼用にするなど整備の効率化を視野に検討する。

(5) 安全対策等

土砂の崩落の危険がある箇所や転落のおそれのある場所は、利用者の安全確保のため適切な対策を検討し、必要に応じて土留め、柵、手すり、階段等を整備する。特に周辺の住宅地との境界部は安全対策を十分検討する必要がある。また、青梅の森内は高低差が大きく、急こう配な場所も多いので、園路や広場、施設についても安全に配慮して整備を検討する必要がある。

2.1.3 運営：市民と企業、行政が協働して管理・運営する体制を作る

- 青梅の森を有効に活用するために市民や企業、行政が協力できる体制を作り、適切な維持管理活動を行う。あわせて、周辺施設と連携しながら、市民やボランティアの参加を幅広く促すために、情報を発信する仕組みを作る。

(1) 管理運営の組織整備

市民参加による管理運営組織の設立を検討し、適宜、維持管理プログラム等を作成し、適切な維持管理を行う。組織の設立・活動に向けては、行政の全面的なバックアップにより活動を軌道に乗せ、その後行政と協働の運営を目指すものとする。

(2) 情報発信の場

管理運営組織は、活動予定、活動報告などの情報を市民に発信するとともに利用状況や利用者の要望等を把握し、新たな活動に結び付ける。また、必要に応じて、施設整備等について行政とともに検討する。

(3) 市民・企業・行政の協力

市民やボランティアが管理運営を協働して行う際に、行政や企業の協力が必要であるため、相互協力体制の構築を検討する。

(4) 管理費の確保

管理運営組織が活動するためには資金の確保が必要となるため、企業協力や市民募金、管理運営活動で得られた資金を管理費用として活用することを検討する。また、行政の資金や生産物から得た資金をどのように利用していくかを十分に検討していく必要がある。

(5) モニタリング調査の継続

自然環境は管理や整備をしても結果が出るまでに長い時間を要するため、継続的なモニタリング調査^{※22}を検討する。また、各種モニタリングの調査結果を維持管理活動や運営計画に反映させる。なお、様々な調査結果の情報交換の場として、モニタリング会議の開催も検討する。

(6) 周辺施設との連携

永山公園は、風の子太陽の子広場や青梅丘陵ハイキングコースなど一部が整備されている。それらの施設と連携しながら管理・運営を行う。青梅の森と隣接している永山公園の北側には多くの樹林地があり、青梅の森と同様に保全・管理を行う。

※22 モニタリング調査：監視・観察を継続的に行うこと。